

表 - 2 - 1 災害時に発表される防災情報の整理

	気象予警報				気象情報		川洪水予報			特別警戒水位情報
	大雨注意報	大雨警報	洪水注意報	洪水警報	記録的短時間大雨情報	台風情報	洪水注意報	洪水警報	洪水情報	
目的	大雨によって災害の起こる恐れがある場合に、その旨を注意して予報し、大雨による災害への対策を促すことを目的とする。	大雨によって重大な災害の起こる恐れがある場合に、その旨を警告して予報し、大雨による災害への対策を促すことを目的とする。	洪水によって災害の起こる恐れがある場合に、その旨を注意して予報し、洪水による災害への対策を促すことを目的とする。	洪水によって重大な災害の起こる恐れがある場合に、その旨を警告して予報し、洪水による災害への対策を促すことを目的とする。	現在の降雨がその地域にとってまれな激しい状況であることを周知し、急激な河川水位の上昇や浸水、土砂災害に対する危険性等を周知することを目的とする。	台風の実況や予想進路を示すことにより、台風の周辺や予想進路の周辺の地域に対して、台風への対策を促すことを目的とする。	洪水予報指定河川において、洪水によって災害が発生する恐れがある場合に、2～3時間後の河川水位の見込みを示し、それを周知することで河川の危険の度合いを知らせ、洪水に対する適切な判断・行動を促すことを目的とする。			水位情報周知河川において、避難勧告の目安となる特別警戒水位に達したことを周知することで河川の危険の度合いを知らせ、洪水に対する適切な判断・行動を促すことを目的とする。
内容	府県等をいくつかの区域に分けて、警報・注意報事項の有無の状況を示し、大雨や洪水による災害への注意・警戒を促す。				降雨の状況等を示し、嚴重な警戒を促す。	台風の中心位置や暴風（風速25m/s以上の風）の範囲の実況と予想、防災上の留意点などを示し、台風への注意・警戒を促す。	水位の現況と2～3時間後の見込みを示し、警戒水位を超える見込みの場合に十分な注意を促す。	水位の現況と2～3時間後の見込みを示し、危険水位を超える見込みの場合に、嚴重な警戒を促す。	洪水注意報や警報の内容の軽微な修正、または、洪水注意報と警報の補足説明。	特別警戒水位に達した旨を示し、嚴重な警戒を促す。
発表される時期	雨量が発表区域毎に設定されている基準値を超過したとき。				大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発生する激しい短時間の降雨が観測、または解析されたとき。	台風が発生したときや台風が日本に影響を及ぼす恐れがあったり、既に影響を及ぼしているとき。	警戒水位を超え、さらに水位が上昇する恐れがある時に発表される。指定水位を下回るなど洪水による危険が無くなったと認められる時解除される。	危険水位を超える洪水となることが予想されたときに発表される。警戒水位を下回ったときに、いったん洪水注意報に切り替えてから解除される。	洪水注意報や警報の内容に軽微な修正がある時、または、洪水注意報と警報の補足説明を行う時に発表される。	特別警戒水位に達したときに発表される。
送り手	気象庁				気象庁		河川管理者（国土交通大臣、都道府県知事） 気象庁長官			河川管理者（国土交通大臣、都道府県知事）
根拠の法令等	気象業務法第13条				気象業務法第11条		水防法第10条、11条 気象業務法第14条2			水防法第13条

表 - 2 - 1 災害時に発表される防災情報の整理

	ダム放流通知（主要な通知・情報）					水防警報			
	洪水警戒体制の通知	放流開始の通知	洪水調節開始の通知	緊急のダム操作開始の通知（計画規模を超える洪水時の操作開始の通知）	洪水警戒体制解除の情報	待機	準備	出動	解除
目的	ダムの操作によって放流される流量、または、放流によって上昇する河川水位の見込みを周知することで、流水の状況の著しい変化に対する適切な判断・行動を促すことを目的とする。					水防警報河川において洪水によって災害が発生する恐れのある場合に、水防を行う旨を警告して水防管理団体の水防活動に指針を与えることを目的とする。			
内容	今後、ダムからの通知があることを周知し、注意を促す。	ダムからの放流量の増加による下流河川の水位上昇に注意を促す。	ダムへの流入量が洪水水量に達し、ダムが洪水調節を開始したことを周知する。	計画規模を超える流入量が予測され、放流量増加による河川水位の上昇のため、避難勧告等の対応を促す。	ダムへの流入量が洪水水量以下に減少し、今後の雨量や河川水位の状況から洪水はん濫の恐れがなくなった状況を周知する。	出水により、水害が懸念される場合に、直ちに待機できるように待機を要請する。	通報水位を超えたので水防機関に出動の準備を要請する。	警戒水位を超えたので水防機関に出動を要請する。	警戒水位を下回り、または、水防活動を必要としなくなったので水防警報を解除する。
発表される時期	気象予警報が発令されたり、台風等による洪水が予想されるとき通知される。	今後の洪水調節に備えて洪水調節に活用する容量を確保するとき通知される。	ダムへの流入量が洪水水量に達したときに通知される。	計画規模を超える流入量が予想されたとき通知される。	ダムへの流入量が洪水水量以下になったときに通知される。	気象予警報や河川状況等により必要と認められる時に発表される。	通報水位に達した時に発表される。	警戒水位に達した時、又は水防上の必要があるときに発表される。	警戒水位を下回った時または、水防活動が必要なくなった時に発表される。
送り手	ダム管理者					河川管理者（国土交通大臣、都道府県知事）			
根拠の法令等	河川法第48条 特定多目的ダム法第32条 水資源機構法第19条					水防法第16条			

表 - 2 - 1 災害時に発表される防災情報の整理

	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒避難基準雨量
目的	大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。	土砂災害が発生するおそれがある時、市町村長が行う避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するために、都道府県が提供する情報
内容	土砂災害への警戒の必要性を示し、市町村に対して避難勧告等の対応を促す。	
発表される時期	2時間後の降雨予測が土砂災害発生危険基準（CL）に達すると予想されるとき	土砂災害発生危険基準、避難基準、警戒基準に達した時または予想されるとき
送り手	都道府県知事 気象庁長官	都道府県知事
根拠の法令等	気象業務法第11条 災害対策基本法55条	災害対策基本法55条